



福岡県医発第 462号(地)
平成22年 5月25日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正について

現在、公害診療報酬の額の算定方法については、一部公害疾患特掲診療費等を除いて、健康保険における「診療報酬の算定方法」に準じて取り扱われているところであります。

健康保険における平成22年度診療報酬改定において「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」の訪問看護基本療養費に「複数名訪問看護加算」が新設されておりますが、このことについて、今般、公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令が平成22年4月28日付環境省令第8号により交付され、様式第6号公害訪問看護報酬明細書に「複数名訪問看護加算」に係る記載欄が追加される等の改正がなされ、公布日(4月診療分)から施行された旨、別添のとおり日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

また、これに伴い、「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正について、環境省総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室長より別紙の事務連絡が発出され、「複数名訪問看護加算」の記載方法等が示されておりますので、併せてご留意頂きますようお願いいたします。

なお、改正前の様式による用紙については、当分の間使用出来ることとされておりますことを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知頂くとともに、貴会会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

日医発第169号(保26)
平成22年5月18日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正について

公害診療報酬の額の算定方法は、一部公害疾患特掲診療費等を除き、健康保険における「診療報酬の算定方法」に準じて取扱っているところであります。

健康保険における平成22年度診療報酬改定において、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」の訪問看護基本療養費に『複数名訪問看護加算』が新設されたことに伴い、今般、公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令が平成22年4月28日付環境省令第8号により公布され、様式第6号公害訪問看護報酬明細書に『複数名訪問看護加算』に係る記載欄が追加される等の改正が行われ、公布の日(4月診療分)から施行されましたのでご連絡申し上げます。

また、これに伴い同日付で、「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正について、環境省総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室長より通知され、『複数名訪問看護加算』の記載方法等が示されましたので、併せてご連絡いたします。

なお、「改正前の様式による用紙については、当分の間これを使用できる。」としておりますことを申し添えます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜われますようお願い申し上げます。

【添付資料】

1. 公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令

(官報 平成22年4月28日号外第91号抜粋)

2. 「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正について

(平22.4.28 環保企発第100407003号 環境省総合環境政策局

環境保健部企画課保健業務室長通知)

参考1 公害医療機関の診療報酬の請求について

(平9.3.31 環保企第166号 新旧対照表)

参考2 公害医療機関の診療報酬の請求について

(平9.3.31 環保企第166号 改正後の全文)

事 務 連 絡

平成22年4月28日

社団法人 日本医師会 御中

環 境 省 総 合 環 境 政 策 局

環境保健部企画課保健業務室

「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正について

標記について、別添のとおり関係地方公共団体に送付しましたので、御了知方お願いいたします。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(法 律)

- 国民年金法等の一部を改正する法律 (二七)
- 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律 (二八)

(政 令)

- 地方税法施行令の一部を改正する政令 (二九)
- 不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (三〇)
- 株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令 (三一)
- 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の施行期日を定める政令 (三二)
- 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令 (三三)
- 〔府 令〕
- 標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令 (内閣府二五)

(府令・省令)

- 中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令
(内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一)

(省 令)

- 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則 (厚生労働六七)
- 旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令 (国土交通三〇)
- 公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令 (環境八)

本号で公布された
法令のあらまし

◇国民年金法等の一部を改正する法律 (法律第二七号)(厚生労働省)

- 一 国民年金法の一部改正関係
1 障害基礎年金について、受給権者によって生計を維持しているその者の子があるときに加算を行うものとした。
- 2 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の子に有するに至ったときは、その翌月から、障害基礎年金の額の改定を行うものとした。

二 厚生年金保険法の一部改正関係

- 1 障害厚生年金について、受給権者によって生計を維持しているその者の六五歳未満の配偶者があるときに加算を行うものとした。
- 2 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の六五歳未満の配偶者を有するに至ったときは、その翌月から、障害厚生年金の額の改定を行うものとした。

三 国家公務員共済組合法の一部改正関係

- 1 国家公務員共済組合法の規定による障害共済年金について、二の改正に準じた改正を行うこととした。

四 地方公務員等共済組合法の一部改正関係

- 1 地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金について、二の改正に準じた改正を行うこととした。

五 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正関係

- 1 国民年金法等の一部を改正する法律による改正前の国民年金法の規定による障害年金について、一の改正に準じた改正を行うこととした。
- 2 国民年金法等の一部を改正する法律による改正前の厚生年金保険法又は船員保険法の規定による障害年金について、一の改正及び二の改正に準じた改正を行うこととした。

六 経過措置

- 1 施行日において現に障害基礎年金の受給権者によって生計を維持しているその者の子(当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至った子に限る)がある場合における障害基礎年金の額の改定について、所要の経過措置を設けることとした。
 - 2 その他障害厚生年金の額の改定等に関し必要な経過措置を定めることとした。
- 七 この法律は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

◇厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律 (法律第二八号)(厚生労働省)

- 1 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の規定中「社会保険庁長官」とあるのを「厚生労働大臣」に改めるとともに、遅延加算金の支給に係る事務等を、通常の年金給付と同様に、日本年金機構に行わせるための規定を整備することとした。
- 2 この法律は、公布の日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令 (政令第一二九号)(総務省)

- 1 事業所税の課税団体として、新たに、青森市及び一宮市を指定することとした。(第五六条の一五関係)
- 2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (政令第一三〇号)(経済産業省)

- 1 不正競争防止法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第三〇号)の施行期日を平成二十二年七月一日とすることとした。

○国土交通省令第三十号

道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二十三条第二項並びに第二十七條第一項及び第三項(これらの規定を同法第四十三條第五項において準用する場合を含む。)並びに貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第十七條第一項、第三項(これらの規定を同法第三十五條第六項、第三十六條第二項及び第三十七條第三項において準用する場合を含む。)及び第四項並びに第三十八條第二項(同法第三十五條第六項及び第三十七條第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十八日

国土交通大臣 前原 誠司

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令

(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)

第一条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 第五条を第六項とし、同条第四項中、「飲酒」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 旅客自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

第二十四条 第一項中「方法」の下に「次項において同じ。」を加え、同項第一号中「日常点検」を「点検」に改め、同項第二号中「飲酒」を削り、同項を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 酒気を帯びの有無

第二十四条 第二項中「運行上やむを得ない場合は電話その他の方法」を削り、「当該の事業用自動車」を「当該乗務に係る事業用自動車」に改める。

第四十七條の九第三項中「旅客自動車運送事業者は」の下に「資格者証若しくは貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第十九條第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は」を加える。

第四十八條 第一項第四号中「第二十一条第四項」を「第二十一条第五項」に改め、同項を同項第四号の二とし、同項第五号中「第二十一条第五項」を「第二十一条第六項」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十一条第四項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

第四十八條の十二 第一項中「平成元年法律第八十三号」を削る。

第五十條 第一項第一号中「日常点検」を「点検」に改め、同項第三号中「飲酒」を削り、同項を同項第三号の二とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。

第二条 旅客自動車運送事業運輸規則の一部を次のように改正する。

第二十四条 第一項中「事業用自動車」を「及び確認を行い、並びに事業用自動車」に改め、同条第二項中「運行状況について報告を求めなければならない」を「運行状況について報告を行わなければならない」に改め、同条第三項中「前二項を第一項及び第二項」に「指示をしたとき」を「確認を行い、及び指示をしたとき」に「及び指示」を「確認及び指示」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3 旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。)を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、前三項の規定により酒気を帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

第四十八條 第一項第六号中「指示」を「確認を行い、指示」に「保存する」を「保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持する」に改める。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)

第三条 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三号中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「飲酒」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 貨物自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

第七條 第一項中「方法」の下に「次項において同じ。」を加え、同項第三号を第三号とし、同項第一号中「飲酒」を削り、同項を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 酒気を帯びの有無

第七條 第二項中「運行上やむを得ない場合は電話その他の方法」を削り、同条第三項中「第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

同条第一号第一号中「飲酒」を削り、同項を同条第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

第十八條 第三項中「一般貨物自動車運送事業者等は」の下に「運行管理者資格者証(以下「資格者証」という。若しくは道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二十三條の二第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は」を加える。

第十九條 第四号中「運行管理者資格者証(以下「資格者証」という。若しくは道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二十三條の二第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は」を「資格者証」に改める。

第二十条 第一項第四号中「第三条第五項」を「第三条第六項」に改め、同項を同項第四号の二とし、同項第五号中「第三条第六項」を「第三条第七項」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第三条第五項の規定により、同項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

第三十一条 第一項中「昭和二十六年法律第八十三号」を削る。

○環境省令第八号

公営健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)第十八條の規定に基づき、公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十八日

公営医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令

公営医療機関の診療報酬の請求に関する省令(昭和四十九年総理府令第六十四号)の一部を次のように改正する。

様式第六号を次のように改める。

第四条 貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を次のように改正する。

第七條 第一項中「事業用自動車の運行」を「及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行」に改め、同条第二項中「求めなければならない」を「求め、及び酒気を帯びの有無について確認を行わなければならない」に改め、同条第三項中「事業用自動車」を「及び確認を行い、並びに事業用自動車」に改め、同条第四項中「前三項を第一項から第三項まで」に「指示をしたとき」を「確認を行い、及び指示をしたとき」に「及び指示」を「確認及び指示」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。)を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、前三項の規定により酒気を帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

第二十条 第一項第八号中「及び指示」を「確認を行い、及び指示」に「保存する」を「保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持する」に改める。

附則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正(貨物自動車運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三号第四号中「第三条第七項」を「第三条第八項」に改める。

環境大臣 小沢 鋭仁

2 1 附則
この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間これを使用することができる。

公害訪問看護報酬細害				平成 年 月 分	
公害医療手帳の記号番号				公害医療機関の所在地及び名称	
氏名	1男 2女 1男 2大 3昭 4平 年生				
心身の状態	訪問開始年月日	年 月 日		実日数	
	訪問終了年月日時刻	年 月 日 午前 午後 時 分		日	
	訪問終了の状況	1 経快 2 施設 3 医療機関 4 死亡 5 その他 ()			
	死亡時刻	年 月 日 午前 午後 時 分			
指示期間	指示期間 年 月 日 ~ 年 月 日			主治医の属する医療機関の名称	
	(特別指示期間) 年 月 日 ~ 年 月 日			主治医の氏名	
基本療養費	① 看護師等	円 ×	日	円	訪問日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 主治医への直近報告年月日 年 月 日 提供した情報の概要
	② 准看護師	円 ×	日	円	
	③ 難病等複数回訪問加算	円 ×	日	円	
	④ 緊急訪問看護加算	円 ×	日	円	
	⑤ 長時間訪問看護加算	円 ×	日	円	
	⑥ 複数名訪問看護加算	円 ×	日	円	
	⑦ 看護師等	円 ×	日	円	
	⑧ 准看護師	円 ×	日	円	
	小計	計	①	円	
	管理療養費	⑨ 管理療養費	円 ×	日	
⑩ 24時間対応体験加算・24時間連絡体験加算		円	円		
⑪ 重症者管理加算		円	円		
⑫ 退院時共同指導加算		円 ×	円		
⑬ 退院支援指導加算		円	円		
⑭ 在宅患者連絡指導加算		円	円		
⑮ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算		円 ×	円		
小計		計	②	円	
合 計	③ 情報提供療養費	円	円	④ 訪問看護ターミナルケア療養費 ⑤ ①+②+③+④ ⑥ 1.5×⑤	
	④ 訪問看護ターミナルケア療養費	円	円		
※ 決 定				円	

注意 ※印の欄は、記入しないこと。

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番黒刷りとすること。

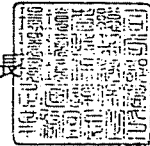
平成22年4月28日

公害健康被害の補償等に関する法律

主管部（局）長 殿

環境省 総合環境政策局

環境保健部企画課保健業務室長



「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正について

公害健康被害の補償等に関する法律に規定する公害医療機関の診療報酬の請求については、平成9年3月31日環保企第166号本職通知「公害医療機関の診療報酬の請求について」により取り扱われているところである。

今般、公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令（平成22年環境省令第8号）が平成22年4月28日に公布され、同日施行されたこと等に伴い、本職通知の一部を下記のとおり改正し、本年4月診療分から適用することとしたので、関係者への周知を図るとともに、適正な運用に努められたい。

なお、同省令附則第2項の規定により、この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間これを使用することができるとされていることを念のため申し添える。

記

記の第2の2の(14)中、クをケとし、キの後に次を加える。

ク 「⑩」欄について

同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者に対して、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が同時に訪問看護を行った場合は上段の看護師等の「 円× 日」の項に、また、准看護師が同時に訪問看護を行った場合は下段の准看護師の「 円× 日」の項に、訪問看護告示別表の1の注11に掲げる複数名訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を記載し、これらを乗じて得た額を右側の「 円」に記載すること。

参考 1

○公害医療機関の診療報酬の請求について（平成 9 年 3 月 3 1 日環保企第 1 6 6 号）（抄）

改 正 後	現 行
Ⅲ 公害訪問看護報酬請求書及び公害訪問看護報酬明細書に関する事項 第 2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）については、次により取り扱われたいこと。 2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。 (14) 「⑩基本療養」欄について ク 「⑩」欄について <u>同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者に対して、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が同時に訪問看護を行った場合は上段の看護師等の「 円× 日」の項に、また、准看護師が同時に訪問看護を行った場合は下段の准看護師の「 円× 日」の項に、訪問看護告示別表の 1 の注 11 に掲げる複数名訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を記載し、これらに乗じて得た額を右側の「 円」に記載すること。</u> ケ 「①」欄には、基本療養に係る金額の合計を記載すること。	Ⅲ 公害訪問看護報酬請求書及び公害訪問看護報酬明細書に関する事項 第 2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）については、次により取り扱われたいこと。 2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。 (14) 「⑩基本療養」欄について (新設) ク 「①」欄には、基本療養に係る金額の合計を記載すること。

(H 2 2 改正後全文)

I 公害診療報酬請求書及び公害診療報酬明細書に関する事項

病院又は診療所である公害医療機関の診療報酬の請求については、公害診療報酬請求書に公害診療報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害診療報酬請求書（様式第一号）については、次により取り扱われたいこと。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
診療の行われた年月を記載すること。
- (2) 「件数」欄について
公害診療報酬明細書の件数の合計を記載すること。
- (3) 「金額」欄について
入院分については様式第二号(一)の「合計」欄の「⑦」欄の、入院外分については様式第二号(二)の「合計」欄の「⑤」欄の請求金額の合計を記載すること。
- (4) 「平成 年 月 日」欄について
公害診療報酬請求書を提出する年月日を記載すること。
- (5) 「医療機関コード」欄について
診療報酬請求書等の記載要領等について(昭和51年8月7日付け保険発第82号。以下「厚生労働省記載要領通知」という。)別添2第4によりそれぞれの医療機関について定められた医療機関コード7桁を記載すること。
- (6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について
公害医療機関である病院又は診療所の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について
開設者の氏名又は名称を記載すること。
- (8) 「都道府県知事(市長)殿」欄について
自治体名を次の例にならい記載すること。
(例) ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第2 公害診療報酬明細書（様式第二号）については、次により取り扱われたいこと。

- 1 入院及び入院外はそれぞれ別個の公害診療報酬明細書を使用すること。
- 2 公害診療報酬明細書（入院）の記載上の注意事項は次のとおりであること。
 - (1) 「平成 年 月分」欄について
診療の行われた年月を記載すること。
 - (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
 - (3) 「氏名」欄について
ア 診療を受けた者の氏名を記載すること。
イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
 - (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である病院又は診療所の所在地及び名称を記載すること。
 - (5) 「疾病名」欄について
第一種地域に係る被認定者の場合、「(1)」の項においては、当該被認定者の認定疾病に該当する疾病名に付された記号を○で囲み、「(2)」以下の項には、当該診療報酬請求に係る診療の対象とした認定疾病の続発症名をすべて記載すること。
 - (6) 「診療開始日」欄について
「疾病名」欄に記載した疾病の診療開始日を当該疾病名を記載した項に記載すること。
認定疾病が複数ある場合は、「(1)」の項に認定疾病の記号と併せてそれぞれの認定疾病の診療開始日を記載すること。
 - (7) 「転帰」欄について
治癒した場合には「治ゆ」を、死亡した場合には「死亡」を、中止又は転医の場合には「中止」をそれぞれ○で囲むこと。

なお、「疾病名」欄の疾病名が複数ある場合は、「疾病名」欄の該当する番号を記載すること。

(8) 「診療実日数」欄について

入院日数を記載すること。

他疾病を主として入院している場合には、認定疾病に係る療養を行った日数を数え付記すること。

(9) 「公害診療報酬明細書の点数表示欄について

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年5月29日環境庁告示第40号。以下「公害診療報酬告示」という。）別表「第1章公害疾患特掲診療費第2入院料」及び「第3章その他の診療報酬1薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用」については、「（1点10円）点」欄に点数を記載すること。「第3章その他の診療料2その他」については、「（1点12円）点」欄に点数を記載すること。

(10) 「⑩注射」欄について

注射の手技料を算定した場合は、注射の種類を記して回数及び注射の手技料に係る点数を記載すること。薬剤料、特定保険医療材料料については、薬剤の項に回数及び点数を記載し、その内訳については、「摘要」欄に所定単位当たりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載すること。

(11) 「⑪画像診断」欄について

画像診断に当たって薬剤、特定保険医療材料料を使用した場合は、「フィルム等」の項に回数及び点数を記載すること。

(12) 「⑫入院」欄について

ア 「入院基本料・加算」の項には、入院基本料に係る1日当たりの所定点数（入院基本料及び入院基本料等加算の合計。なお、入院期間に関わらず、診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第1章第2部の例によること。）及び日数を「 × 日間」の項に記載し、それらを乗じて得られる点数の合計を「（1点12円）点」の欄に記載すること。ただし、入院基本料が月の途中で変更した場合はそれぞれの所定点数と日数について同様に記載すること。

なお、入院基本料と入院基本料等加算を区分して、同様に記載することも差し支えない。

イ 「公害入院療養指導料」の項は、入院患者に対して指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他在宅療養上必要な指導を行った場合に、その所定点数を算定すること。

公害入院療養指導料の点数が月の途中で変更した場合は、公害診療報酬告示別表第1章の第2の1の（1）に掲げる入院の日から起算した期間によって定まる1日当たり所定点数及び日数をそれぞれ「 × 日間」の項に記載し、それらを乗じて得られる点数の合計を「（1点10円）点」の欄に記載すること。

ウ 「清浄空気室管理料」の項は、入院患者を当該室に収容した日数及び点数を記載すること。

エ 「その他」の項は、特定入院料等を算定した場合にその点数（入院期間に関わらず医科点数表第1章第2部の例によること）を「（1点12円）点」欄に記載すること。また、「（1点12円）点」の欄に記載した診療に使用した薬剤等の点数を「（1点10円）点」の欄に記載すること。

(13) 「小計」欄について

ア 「①」欄には、「（1点12円）点」の枠に記載された点数の合計を記載すること。

イ 「②」欄には、「（1点10円）点」の枠に記載された点数の合計を記載すること。

(14) 「⑬食事」欄について

「基準」の「 円× 回」の項には、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養の費用額算定表（以下「食事算定表」という。）の食事療養に係る1食当たりの所定金額及び食事療養を行った回数を記載し、それらに乘じて得られる額を右側の「 円」の項に記載すること。

なお、特別食加算を算定した場合には、「特別」の「 円× 回」の項に、食事算定表の1食当たりの所定金額及び特別食を行った回数を記載し、食堂加算を算定した場合には、「食堂」の「 円× 日間」の項に、食事算定表の1日当たりの所定金額及び日数を記載し、それぞれについて、それらを乗じて得られる額を右側の「 円」の項に記載すること。

「③」欄は、食事療養に係る金額の合計を記載すること。

なお、食事療養に係る金額の合計に 1.2 を乗じた金額は「⑥」欄に記載するので注意すること。

(15) 「摘要」欄について

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について（通知）（平成10年3月31日老健第70号・保険発第51号）が適用される場合は、調整に係る包括点数の名称を記載すること。

(16) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙1のⅡの第3の1及び2に示された相当する項目の記載要領によること。

3 公害診療報酬明細書（入院外）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

(1) 「平成 年 月分」欄、「公害医療手帳の記号番号」欄、「氏名」欄、「公害医療機関の所在地及び名称」欄、「疾病名」欄、「診療開始日」欄及び「転帰」欄の記載上の注意事項は、2の(1)から(7)によること。

(2) 「診療実日数」欄について

診療を行った日数を記載すること。

なお、在宅患者訪問看護・指導料等を算定した日に医師の診療が行われない場合も診療実日数として数え記載すること。その際、「摘要」欄に医師の診療が行われない日に算定された在宅患者訪問看護・指導料等の名称を記載すること。

(3) 公害診療報酬明細書の点数表示欄について

公害診療報酬告示別表「第1章公害疾患特掲診療費第1診察料」及び「第3章その他の診療報酬1薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用」については、「(1点10円)点」欄に点数を記載すること。「第3章その他の診療料2その他」については、「(1点15円)点」欄に点数を記載すること。

(4) 「⑬医学管理」欄について

ア 「公害相談」の項には、公害疾患相談料を算定した場合にその回数及び点数を記載すること。

イ 「公害外来療養指導」の項には、

(ア) 公害外来療養指導料を算定した場合にその所定点数を記載すること。

(イ) 居宅において療養を行っている患者に対して、ネブライザー又は超音波ネブライザーを使用した場合の加算（以下「ネブライザー加算」という。）を算定した場合は、当該加算を算定した点数を記載し、「摘要」欄に㊦の記号を表示すること。

(ウ) 公害診療報酬告示別表第1章公害疾患特掲診療費第1診察料の2の注6ただし書の規定により公害外来療養指導料とみなされる指導料等を算定した場合においてネブライザー加算を算定した場合は、当該加算の点数のみを記載し、当該加算の基となる指導料等の点数については、「⑬医学管理」欄の「その他」の項又は「⑭在宅」欄の「その他」の項に記載すること。また、ネブライザー加算を算定した場合にあっては、「摘要」欄に㊦の記号を表示すること。

ウ 「その他」の項には、医科点数表第2章第1部の例により算定した場合にその記号、回数及び点数を記載すること。

(5) 「⑥注射」欄について

皮下筋肉内注射及び静脈内注射を行った場合は、「⑥ 皮下筋肉内」及び「⑥ 静脈内」の項に、その他の注射を行った場合は、「⑥ その他」の項に、注射の種類を記して、それぞれ回数及び注射料に係る点数を記載すること。薬剤料、特定保険医療材料料については、「⑥ 薬剤」の項にそれぞれ回数及び点数を記載し、その内訳については、「摘要」欄に所定単位当たりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載すること。なお、注射の手技料を包括する点数を算定するに当たって、併せて当該注射に係る薬剤料を算定する場合は「⑥ 薬剤」の項及び「摘要」欄に同様に記載すること。

(6) 「⑥その他」欄について

リハビリテーション料を算定した場合は、中段に当該項目、算定単位数及び合計点数を記載するとともに、「摘要」欄に実施日数を記載すること。また、精神科専門療法を算定した場合は、中段に当該項目、回数及び合計点数を記載すること。

(7) 「摘要」欄について

ア 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について（平成13年5月24日環保企第587号）の第5章第6の2に基づき、療養手当の請求に係る療養日数を証明する書類として、公害診療報酬明細書が利用される場合があるので、訪問看護指示料を算定した明細書につ

いては、「診療実日数」欄に係る診療を行った日の日付をすべて記載すること。この場合、1～31の数字を記載し、日付を○で囲むことによって日付の記載に代えても差し支えないこと。

イ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について（通知）（平成10年3月31日老健第70号・保険発第51号）が適用される場合は、調整に係る包括点数の名称を記載すること。

(8) その他

2の(16)によること。

II 公害調剤報酬請求書及び公害調剤報酬明細書に関する事項

薬局たる公害医療機関の診療報酬の請求については、公害調剤報酬請求書に公害調剤報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害調剤報酬請求書（様式第三号）については、次により取り扱われたいこと。

(1) 「平成 年 月分」欄について

調剤の行われた年月を記載すること。

(2) 「件数」欄について

公害調剤報酬明細書の件数の合計を記載すること。

(3) 「金額」欄について

公害調剤報酬明細書の「合計」欄の「⑩」欄の請求金額の合計を記載すること。

(4) 「平成 年 月 日」欄について

公害調剤報酬請求書を提出する年月日を記載すること。

(5) 「薬局コード」欄について

厚生労働省記載要領通知別添2第4によりそれぞれの薬局について定められた薬局コード7桁を記載すること。

(6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について

公害医療機関である薬局の所在地及び名称を記載すること。

(7) 「開設者の氏名又は名称」欄について

薬局開設者の氏名又は名称を記載すること。

(8) 「都道府県知事（市長）殿」欄について

自治体名を次の例にならない記載すること。

(例) ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第2 公害調剤報酬明細書（様式第四号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

(1) 「平成 年 月分」欄について

調剤の行われた年月を記載すること。

(2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について

公害医療手帳の記号番号を記載すること。

(3) 「氏名」欄について

ア 処方せんに記載された患者の氏名を記載すること。

イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。

ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。

(4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について

公害医療機関である薬局の所在地及び名称を記載すること。

(5) 「病院又は診療所の所在地及び名称」欄について

処方せんを発行した医師が医療に従事する病院又は診療所の所在地及び名称を処方せんに基づいて記載すること。

(6) 「処方せんを交付した医師の氏名」欄について

処方せんを交付した医師の氏名を記載すること。

(7) 「処方せん受付回数」欄について

調剤基本料算定に係る処方せん受付回数を記載すること。

(8) 「処方」欄について

所定単位（内服薬にあっては1剤1日分、内服用滴剤、屯服薬、注射薬及び外用薬にあって

は1調剤分)ごとに、調剤した医薬品名、用量(処方せんにおいて1日用量による記載でないものにあつては1回用量及び1調剤分の投薬全量)、剤型及び用法を記載し、次の行との間を線で区切ること。

- (9) 「調剤報酬点数」欄について
「加算料」欄には調剤料に対応する加算を記載すること。したがって、調剤基本料に対応する加算点数は本欄には記載しないこと。
- (10) 「小計」欄について
 - ア 「④」欄には、調剤料の点数の合計を記載すること。
 - イ 「⑤」欄には、薬剤料の点数の合計を記載すること。
 - ウ 「⑥」欄には、調剤料に対応する加算料の点数の合計を記載すること。
- (11) 「① 調剤基本料」欄について
調剤基本料に処方せん受付回数を乗じた点数を記載すること。
- (12) 「②時間外等加算」欄について
調剤基本料に係る時間外加算、休日加算、深夜加算又は時間外加算の特例について、上欄に記号を、下欄に加算点数を記載すること。
- (13) 「③薬学管理料」欄について
薬学管理料及び薬学管理料に対応する加算について、上欄に記号と回数を、下欄に合計点数を記載すること。
- (14) 「合計」欄について
 - 「⑦」欄には、薬剤料以外の点数の合計を記載し、「⑧」欄にはその合計点数に15を乗じて得られる額を記載すること。
 - 「⑨」欄には、「⑤」欄の点数(薬剤料の点数の合計)に10を乗じて得た額を記載すること。
 - 「⑩」欄には、「⑧」欄と「⑨」欄の合計を記載すること。
- (15) その他
前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙1のⅣの第2の1及び2に示された相当する項目の記載要領によること。

Ⅲ 公害訪問看護報酬請求書及び公害訪問看護報酬明細書に関する事項

公害訪問看護報酬を請求しようとするときは、訪問看護ステーション等(公害健康被害の補償等に関する法律施行規則(昭和49年総理府令第60号)第16条第1号に規定する訪問看護ステーション等をいう。)ごとに公害訪問看護報酬請求書に公害訪問看護報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害訪問看護報酬請求書(様式第五号)の記載上の注意事項は、次のとおりであること。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
訪問看護の行われた年月を記載すること。
- (2) 「件数」欄について
公害訪問看護報酬明細書の訪問看護に係る訪問看護報酬請求件数の合計を記載すること。
- (3) 「金額」欄について
公害訪問看護報酬明細書の「合計」欄の「⑥」欄の請求金額の合計を記載すること。
- (4) 「平成 年 月 日」欄について
当該請求書を提出する年月日を記載すること。
- (5) 「ステーションコード」欄について
健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者にあつては、訪問看護療養費請求書等の記載要領について(平成18年3月30日保医発0330008号。以下「訪問看護記載要領通知」という。)別添1により、それぞれのステーションについて定められたステーションコード七桁を記載すること。なお、その他の事業者にあつては記載を要しない。
- (6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について
公害医療機関である訪問看護ステーション等の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について
事業者の氏名又は名称を記載すること。
- (8) 「都道府県知事(市長)殿」欄について
自治体名を次の例にならひ記載すること。
(例) ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）については、次により取り扱われたいこと。

1 公害訪問看護報酬明細書の記載に関する一般的事項

同一の訪問看護の利用者が訪問看護の終了した月に再度訪問看護の利用を開始した場合においても、1枚の明細書にまとめて記載すること。

2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
訪問看護の行われた年月を記載すること。
- (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
- (3) 「氏名」欄について
ア 訪問看護を受けた者の氏名を記載すること。
イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
- (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である訪問看護ステーション等の所在地及び名称を記載すること。
- (5) 「心身の状態」欄について
訪問看護の利用者の心身の状態を記載するものとし、特にその日常生活活動能力（ADL）の状態、認定疾病との関係が明らかになるよう具体的に記載すること。
また、当該月における動脈血酸素分圧または動脈血酸素飽和度のデータを記載すること。
- (6) 「訪問開始年月日」欄について
当該訪問看護を開始した年月日を記載すること。
- (7) 「訪問終了年月日時刻」欄について
当該訪問看護を終了した年月日及び最後に訪問した時刻を記載すること。
- (8) 「実日数」欄について
当該月における訪問看護を行った日数を記載すること。なお、同一日に2回以上訪問看護を行った場合であっても、1日として記載すること。
- (9) 「訪問終了の状況」欄について
症状の軽快により訪問看護を必要としなくなった場合は「1軽快」の、介護老人保健施設等に入所した場合は「2施設」の、保険医療機関等に入院した場合は「3医療機関」の、死亡した場合は「4死亡」のそれぞれの番号を○で囲むこと。また、上記に該当しない場合は「5その他」の番号を○で囲み、その内容を括弧内に記載すること。
- (10) 「死亡時刻」欄について
訪問看護ターミナルケア療養に係る費用を算定した場合、死亡年月日及び時刻を記載すること。
- (11) 「指示期間」欄について
ア 当該訪問看護に係る主治医の交付した最新の訪問看護指示書の指示有効期間を示す年月日を記載すること。
なお、指示年月日の記載がない場合は、指示書の有効期間を交付後1月とみなすこと。
イ 主治医から、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付を受けた場合は、「（特別指示期間）」欄に特別指示の有効期間を示す年月日を記載すること。また、別に厚生労働大臣が定める者について、1ヶ月に2回目の特別訪問看護指示書の交付を受け訪問看護を実施した場合は、行を改めて「（特別指示期間）」欄に記載すること。
なお、請求を行う月の前月に特別訪問看護指示書の交付を受け、当該請求月においても引き続き当該特別指示による訪問看護を実施した場合にあっては、特別指示があった前月の年月日についても「（特別指示期間）」欄に1回目又は2回目の区別がわかるよう記載すること。
- (12) 「主治医の属する医療機関の名称」欄について
当該訪問看護に係る訪問看護指示書を交付した医師の所属する保険医療機関等の名称を記載すること。
- (13) 「主治医の氏名」欄について
当該訪問看護に係る訪問看護指示書を交付した医師の氏名を記載すること。

(14) 「⑩基本療養」欄について

ア 「⑪」欄について

保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が週3日までの訪問看護を行った場合は、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第67号。以下「訪問看護告示」という。）別表の1のイの（1）の（一）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の1の注6に掲げる加算額を加算した額）及び当該月に訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、週4日以降の訪問看護を行った場合は、行を改めて、訪問看護告示別表の1のイの（1）の（二）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の1の注6に掲げる加算額を加算した額）及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

イ 「⑫」欄について

准看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の1のイの（2）の（一）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の1の注6に掲げる加算額を加算した額）及び当該月に訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、週4日以降の訪問看護を行った場合は、行を改めて、同告示別表の1のイの（2）の（二）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、同告示別表の1の注6に掲げる加算額を加算した額）及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

ウ 「⑬」欄について

末期の悪性腫瘍等の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された者に対して、必要に応じて1日に2回指定訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の1の注4に掲げる難病等複数回訪問加算の額及び当該月において複数回訪問した日数を「円×日」の項に、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、1日3回以上指定訪問看護を行った場合は、行を改めて同様に記載すること。

エ 月の途中で、利用者の住所変更等の理由により加算の算定の有無に異動があった場合には、項目を縦に二分し、それぞれの場合について、算定額、当該月に訪問看護を行った日数およびこれら乗じて得た額を記載すること。

オ 同一の訪問看護において複数の者が行った場合は、いずれか1人の者についてのみ1日として記載すること。

カ 「⑭」欄について

緊急時訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の1の注7に掲げる緊急時訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に記載し、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

キ 「⑮」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が2時間を超える訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の1の注9に掲げる長時間訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

ク 「⑯」欄について

同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者に対して、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が同時に訪問看護を行った場合は上段の看護師等の「円×日」の項に、また、准看護師が同時に訪問看護を行った場合は下段の准看護師の「円×日」の項に、訪問看護告示別表の1の注11に掲げる複数名訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を記載し、これら乗じて得た額を右側の「円」の項に記載すること。

ケ 「⑰」欄には、基本療養に係る金額の合計を記載すること。

(15) 「訪問日」欄について

ア 基本療養費を算定した場合は、訪問看護を行った日について該当する日付を○で囲むこと。ただし、特別訪問看護指示書に基づき訪問看護を行った場合は、該当する日付を△で囲むこと。

- イ 訪問看護を行った日について、1日に2回以上訪問を行った場合は、その日付を◎で囲み、1日3回以上訪問を行った場合は、その日付を◇で囲むこと。
- ウ 長時間訪問看護加算を算定した場合は、その日付を□で囲むこと。
- (16) 「㊟管理療養」欄について
- ア 「㊟管理療養費」の項には、月の初日の訪問の場合は、「円＋ 円× 日」の項の左側の「円＋」の項に訪問看護告示別表の2のイに掲げる訪問看護管理療養費の額を記載すること。
- イ 月の2日目以降の訪問の場合は、アの記載に加え、「円× 日」の項に訪問看護告示別表の2のロに掲げる1日当たりの訪問看護管理療養費の額及び訪問した日数から1を引いた日数を記載すること。
- ウ 右側の「円」の項には、ア及びイにより計算した合計金額を記載すること。
- エ 「㊟」欄について
- 24時間対応体制加算又は24時間連絡体制加算を算定した場合は、「24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算」のいずれかに○を付け、「円」の項に訪問看護告示別表の2の注2に掲げる額を記載すること。
- オ 「㊟」欄について
- 重症者管理加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の2の注3に掲げる額を記載すること。
- カ 「㊟」欄について
- 退院時共同指導加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の2の注4に掲げる額及び当該月において退院時共同指導加算を算定した回数の合計を「円× 回」の項に、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定すること。
- キ 「㊟」欄について
- 退院支援指導加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の2の注6に掲げる額を記載すること。
- ク 「㊟」欄について
- 在宅患者連携指導加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の2の注7に掲げる額を記載すること。
- ケ 「㊟」欄について
- 在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の2の注8に掲げる額及び当該月において、在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した回数の合計を「円× 回」の項に、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定すること。
- コ 「㊟」欄には、管理療養に係る金額の合計を記載すること。
- (17) 「㊟情報提供療養費」欄について
- 当該月において、当該訪問看護の利用者の居住する市(区)町村等に対して利用者に関する訪問看護の状況等の情報を提供した場合に、訪問看護告示別表の3に掲げる訪問看護情報提供療養費の額を記載し、「提供した情報の概要」欄にその内容を、「情報提供先の市(区)町村等の名称」欄には、利用者の居住する市(区)町村等の名称をそれぞれ記載すること。
- (18) 「㊟訪問看護ターミナルケア療養費」欄について
- 訪問看護ステーションが、在宅で死亡した利用者について、死亡日前14日以内に2回以上訪問看護管理療養費を算定し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について利用者及びその家族に対して説明を行った上でターミナルケアを行った場合に、訪問看護告示別表の4に掲げる訪問看護ターミナルケア療養費の額を記載し、「死亡時刻」欄に死亡年月日及び時刻も併せて記載すること。
- (19) 「合計」欄について
- ア 「㊟」欄には、「基本療養」欄の「①」欄の金額、「管理療養」欄の「②」欄の金額、「情報提供療養」欄の「③」欄の金額及び「ターミナルケア療養」欄の「④」欄の金額を合計した額を記載すること。
- イ 「㊟」欄には、「㊟」欄の金額に1.5を乗じて得られる額を記載すること。
- (20) その他
- 前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、訪問看護記載要領通知別紙のⅡの第2の相当する項目の記載要領によること。